

要 旨

本論文の趣旨は、独立行政法人等（以下「独法等」という。）における法人文書管理の現状と課題をテーマとし、主に内閣府による管理状況調査や国立公文書館の文書管理状況を分析することで、独法等の歴史公文書等を後世に残す方策を論じようとするものである。前提として、法人文書管理制度の現況及び独立行政法人制度の沿革を概観した上で、毎年度実施される調査結果を通して法人文書管理の課題を抽出した。

現状と課題については、行政文書に比べて法人文書は移管又は廃棄の判断において、延長という選択肢が大きな比重を占めており、国立公文書館への移管や国立公文書館等の指定を受けることについてはやや消極的であること、その原因の一つが、歴史資料として重要な公文書等の評価選別に難しさを感じている法人が多いことがあげられる。特に、国立公文書館等に指定された施設を持たない独法等に、そもそも移管に設定された法人文書が少ないことが顕著であった。

以上の問題意識を基に、①独立行政法人、②国立公文書館等、③歴史公文書等の保存及び利用に関する専門的技術的な助言を行う機関という 3 つの機能を有する筆者所属の国立公文書館を取り上げ、改めて組織と機能を確認した上で移管基準の整理を行った。ただ行政文書のガイドラインに準拠するだけでなく、個性に富んだ独法等の事業及び業務内容を文書類型として保存期間基準に反映させ、政策の実施機能を担う独法等の成果を歴史的見地より将来の人々に伝えていく意識付けと姿勢が大事である。そのためには、日々の文書管理を適切に行うことが肝要であり、国立公文書館の役割としては、専門的技術的助言、人材育成、法人文書の利活用といった視点から、積極的に行動していかなければならない。すなわち、行政機関同様独法等が作成する公文書についても、保存期間満了時の措置を確認することができる体制づくりや保存・利用についての意見交換の実施、アンケートの集約、企画展示の協力等といった行動である。

独法等は、国とは別の法人格を有する組織であり、国の関与は、その法的性格や、業務運営を行う上での自律性・自主性に配慮しなければならないという側面がある。しかしながら、それは各法人で責任をもって文書管理を行う必要があるということと同義であり、アーキビスト等の専門家が少ない現状では、その実行も困難である。公文書管理は、国全体で歴史的に重要な資料を残す取組である。法人文書も公文書等として当該制度に組み込まれていることから、行政文書と同様可能な限り統一かつ適切な文書管理が望まれる。そのためにも、当館は今以上に専門的技術的助言の機能を活用し、人材育成をけん引しつつ各機関と連携協力して適正な法人文書管理を推進していかなければならない。